

技術常識等が進歩性判断構造を動かす実務レポート

エグゼクティブサマリー

本レポートは、審判実務者研究会報告書（テーマ「技術常識等を踏まえた進歩性判断」）が示す「技術常識等」の位置づけを、**進歩性判断の“補助事情”ではなく、判断構造そのものを動かす要素（入力・推論・制約・手続のドライバー）**として再構成し、審査・審判・審決取消訴訟で実務に直結する論点別にまとめたものである。¹

研究会は、近時の裁判例では、引用例に相違点の具体的記載が乏しくても「技術常識等（技術常識・周知課題・周知技術・従来当然の前提等）」を認定して進歩性判断する例が少なくない点を明示し、技術常識等が**(i)本件発明の認定、(ii)引用発明の認定、(iii)副引用例がある場合の相違点判断、(iv)副引用例がない場合の相違点判断**の各場面で使われることを「類型表（表1）」として整理している。²

さらに研究会の議論では、技術常識等が**動機付けの根拠にとどまらず**、発明特定事項・引用発明の解釈（ステップA/B）、設計事項性（ステップD）、阻害要因（ステップE）にも用いられうる点が明確化されている。³

実務上の要点は次のとおりである。第一に、技術常識等は原則として証拠による立証が必要であり（民訴の「顕著な事実」には当たらないとの整理）、ただし周知技術・慣用技術に限らず、どの段階で何のために使うかによって証拠の要求水準（量・種類・説明の深さ）が変わる。⁴ 第二に、立証の可視化手段として、複数証拠から導かれる「技術常識等」を表・年表・グラフで示す方法が有効である一方、恣意的抽出・網羅性不足の反論リスクが高い。⁵ 第三に、6件の裁判例は、技術常識等が「設計事項（数値範囲最適化）」を押しする場合（例：土木不織布、木質複合材）と、逆に「課題共通性」や「根拠提示の欠缺」を理由に動機付けを折る場合（例：ピークル）とで、立証の当たり所が大きく異なることを示す。⁶

アクション項目 - 「技術常識等」を“補助”でなく、ステップA～Eのどこを動かす“ドライバー”かに分解して主張を設計する。⁷

- そのドライバーごとに、必要証拠（最低限／厚くする）と説明粒度（一般論／当該課題結合）を決める。⁸

- 表・年表・グラフを先に設計し、後から証拠を“貼る”のではなく、反論（恣意性・網羅性）を先回りして設計する。⁵

- 6裁判例のどれに近い構造か（課題共通／数値最適化／阻害要因／理由不備）を早期に見立て、主張の中心軸を固定する。⁹

判断構造としての技術常識等

研究会類型（表1）は、技術常識等が進歩性判断過程の複数場面で使われることを明示し、特に「副引用例なし」の相違点判断（設計事項性・阻害要因）でも技術常識等が中心的に機能することを示す。⁷ この整理は、実務上、技術常識等を「動機付け補強」に矮小化せず、**判断構造を動かす機能別パーツ**として扱うべきことを意味する。

ここでは、研究会のステップA～E整理（図2参照）を踏まえ、技術常識等を次の4つの“構造ドライバー”に再整理する。³

認定ドライバー（ステップA/B）

用語解釈・構成把握・包含関係（上位概念→下位概念の対応）により、本件発明／引用発明の“入力”を確定させる。研究会表1では、分割線加工物の用語解釈（事例⑤）や、ニードルパンチ不織布の構成認定（事例①）等がこの機能に該当する。¹⁰

推論ブリッジ（ステップC）

副引用例の適用・動機付け・課題共通性を橋渡しする。例えば、燃焼器事件では、CO2排出量低減の動機付けやアンモニア燃焼熱の熱源利用の“周知ないし技術常識”が、引用例の課題を再構成し、副引用例適用の推論を成立させている。¹¹

設計事項ゲート（ステップD）

数値範囲最適化・公知分布・効果予測性により「設計事項」か否かの閥門を制御する。土木不織布事件では、黒色繊維比率を増減することが設計事項とされ、効果（斑模様・眩しさ・耐候等）が技術常識として認定されることで動機付けが成立した。¹² 木質複合材事件でも、密度や寸法の数値範囲が先行技術文献の範囲内で好適化にすぎず、臨界的意義は否定されている。¹³

制約・反証ドライバー（ステップE）

阻害要因（規格・慣行・前提）や、逆にその“不在”を示す。研究会表1は、鋼管矢板事件で「JIS規格鋼材を使用する」という当然の前提が論点化され、JIS規格を超える降伏強度の鋼材使用の動機付けが否定された結果、設計事項に非該当となり進歩性が肯定された構造を示す。¹⁴ 一方、土木不織布事件では、仕様書遵守を理由とする阻害要因は裁判所に否定されている。¹⁵

このように、技術常識等は「補強」ではなく、**(1)入力定義、(2)推論の接続、(3)設計事項ゲート、(4)阻害要因・反証**として、結論を動かす中核部品になり得る。研究会も、技術常識等が進歩性判断の様々な段階で多様な役割を果たす点に気づいたと述べている。¹⁶

アクション項目 - 技術常識等を「認定」「推論」「設計事項」「阻害（制約）」のどれとして使うか、主張立証の最初に宣言する。⁷

- “周知課題”を主張するなら、課題の存在→当業者認識→当該発明への接続（共通性）の3点を証拠で分けて示す（燃焼器・ビークルの対比が典型）。¹⁷

- 数値範囲は「分布（多様／概ね一定）」と「予測可能性」を別建てで立証する（研究会の(i)公知数値と(ii)効果予測の二系列整理）。¹⁸

- “当然の前提”は、阻害要因にも当事者反証にもなり得るので、相手が使う前提を先に棚卸しする。¹⁹

進歩性判断フローと論点別の主張・立証ポイント

研究会は、技術常識等を進歩性判断のステップA～Eのどこで考慮するかを整理し、副引用例がある場合はステップC（容易想到）とステップE（阻害要因等）を併せて判断し、副引用例がない場合はステップD（設計事項）とステップE（阻害要因等）を併せて判断するとする。²⁰ 以下は、その構造を実務フローとして落とし込んだものである（研究会図2の読み替え）。¹⁶

flowchart TD

S[入力: クレーム・明細書・時点(出願/優先)] --> A[ステップA: 本件発明の認定]

A --> B[ステップB: 引用発明の認定]

B --> D0[一致点/相違点の抽出]

D0 --> Q{副引用例(組合せ先)あり?}

%% With secondary reference

Q --> |あり| C[ステップC: 副引用例適用・動機付け]

C --> E[ステップE: 阻害要因/予想外の効果]
E --> R{総合評価}
R -->|容易想到| N[進歩性なし]
R -->|容易想到でない| Y[進歩性あり]

%% Without secondary reference
Q -->|なし| D[ステップD: 設計事項性/数値最適化]
D --> E

以下、各段階ごとに「技術常識等が判断構造を動かすポイント」を、攻撃側（無効・拒絶維持）／防衛側（維持・登録）双方の目線で論点化する。

ステップA：本件発明の認定（用語解釈・技術的意義）

研究会表1では、事例⑤（光フェルール）で「分割線加工物」の解釈に技術常識等が用いられている。²¹ 同事件の判決は、引用発明の「成形（molding）」を「型で作ること」と解し、光フェールの成形が金型で行われることが技術常識であると認定している。²²

攻撃側の立証は、用語の通常意味→当業者の理解→当該技術分野での実装（典型工程）をつなぐことになり、防衛側は「クレームが特定する機能・構造」を狭く読み替えられないよう、明細書整合で押し返す局面となる。²²

ステップB：引用発明の認定（構成認定・包含関係）

研究会表1は、事例①で「ニードルパンチ不織布」の構成認定、事例③で「アクセルペダルを備えた車両」の構成認定、事例⑤で「バリ状ラインの存在と位置」認定に技術常識等が使われたと整理する。²³

土木不織布事件では、ニードルパンチ方式の跡が残ることが技術常識であるとして、断面の跡から引用製品がニードルパンチ方式であると認定している。²⁴

ピークル事件では、アクセルペダルがリーン車両にも採用され得ることが周知であると認定し、「アクセルペダル」記載だけでリーン車両を除外できないとする。²⁵

ここでのコツは、技術常識等を「相違点判断の補強」ではなく、**そもそも比較対象（引用発明）の輪郭を決める入力整形**として使うことにある。²⁶

ステップC：動機付け・副引用例適用（課題共通性の組立て）

燃焼器事件では、CO2排出量低減の動機付けが十分あること、アンモニア燃焼熱の利用を自然に想起し得ることを「周知ないし技術常識」として位置づけ、甲3等が「通常の知識」を示す資料であると明確に述べる。

²⁷ これにより、引用発明と副引用例の“課題・手段”を同一平面に置く推論が成立する。²⁸

一方、ピークル事件では、審決が「リーン車両は一般的に小型で供給可能電力が低い」という前提を置いたが、その根拠・証拠がないとして課題共通性を否定し、動機付けも否定している。²⁹ この対比は、“**周知の課題**”は言い切った瞬間に立証対象になることを示す。³⁰

ステップD：設計事項性（数値最適化・選択発明の骨格）

土木不織布事件では、(i)カーボンブラックが所望の効果量で添加される技術常識、(ii)土木用防砂シートの色濃さが多様である技術常識を前提に、黒色繊維比率の増減は設計事項とし、動機付けも肯定している。³¹

木質複合材事件では、密度範囲が先行技術の数値範囲内の好適化で、臨界的意義が否定される（相違点1）。

³² また、原材料寸法と得られる板の性質の定性的関係が技術常識であり、公表公報の数値が概ね一定範囲にあること（別表の提示）を根拠に、寸法数値の好適化は通常の創作能力の範囲とする（相違点2）。³³

研究会も、数値・数式の場面では「(i)公知の数値・特性（公知式）」と「(ii)効果予測性」を示す技術常識等の二系列で認定するのが基本形だと整理している。³⁴

ステップE：阻害要因・予想外の効果（“当然の前提”の扱いを含む）

土木不織布事件では、審決が「仕様変更は通常行わない」等から阻害要因を認めたのに対し、裁判所は、仕様遵守が求められても仕様を一部変更して新製品を開発するのは当然であり、比率変更が阻害要因になると

はいえないと明確に否定している。¹⁵

鋼管矢板事件では、甲1文献に ρ と lh の相関式の示唆がなく、降伏強度400~700N/mm²を示唆するともいえないとして、容易想到性を否定している。³⁵ 研究会表1は、ここに「JIS規格鋼材を使用する」という当然の前提の存在が絡み、JIS規格超の鋼材使用の動機付けが否定される構造として整理している。²³

また、研究会は、相違点判断（ステップC~E）のいずれでも技術常識等が考慮される点を明示しており、阻害要因も“技術常識等で立つ／崩れる”ことを前提に、証拠の客観性・信頼性が重要と述べている。³⁶

アクション項目 - ステップA/B（認定）で「技術常識等」を使う場合は、用語辞典・基本文献・典型工程の証拠を“最短経路”でつなぐ（光フェールールの型成形認定が典型）。²²

- ステップC（動機付け）の“周知課題”は、課題存在の根拠を出さないとピークル型に崩れるため、課題→原因→当業者認識の客観資料をセットで準備する。³⁷

- ステップD（数値最適化）は、(i)分布（多様／一定）と(ii)予測可能性を分離し、表・別表で可視化する（木質複合材の別表手法を参照）。³⁸

- ステップE（阻害要因）は「阻害がある」だけでなく「阻害がない」も立証対象になる（仕様遵守=阻害、が否定された土木不織布を反射鏡にする）。¹⁵

六裁判例の要旨と実務的教訓

研究会は6件（事例①~⑥）を、「技術常識等が進歩性判断に影響した主要例」として選定している。³⁹ ここでは、各事件を「技術常識等がどのステップを動かしたか」で比較し、実務上の教訓を抽出する。

裁判例比較表

事例	事件（判決日）	技術常識等が動かした段階	主要な“技術常識等”の 中身	結果 （進歩性）	実務上の教訓（要約）
①	土木工事中不織布 (2024/5/23) ⁴⁰	D（設計事項）+E（阻害要因否定）	カーボンブラック効果量、製品色の多様性、比率増減の設計事項、仕様変更阻害の否定 ³¹	×（進歩性否定） ⁴¹	「数値範囲」は“技術的意義”が立つか分岐。阻害要因（仕様遵守）は、一般的な製品開発行動で潰される。 ⁴²
②	燃焼器及びボイラ (2024/6/24) ⁴³	C（動機付け）	CO2排出量低減の動機付け、アンモニア燃焼熱の熱源利用の周知・技術常識、通常知識資料の位置づけ ⁴⁴	×（進歩性否定） ⁴⁵	“社会的要請/周知課題”は強い推論ブリッジになるが、資料（通常知識）としての位置づけを文章で固定しておく強い。 ²⁸
③	ピークル (2025/3/24) ⁴⁶	C（動機付け否定）+B（構成認定）	リーン車両の存在は周知、ただし「小型→供給可能電力低い」は根拠欠如で課題共通性否定 ⁴⁷	○（進歩性肯定方向で審決取消） ⁴⁸	“周知”を言い切った前提は、根拠（証拠・理由）が必要。課題の上位概念化は、技術的根拠がないと崩れる。 ⁴⁹

事例	事件（判決日）	技術常識等が動かした段階	主要な“技術常識等”の 中身	結果 （進歩性）	実務上の教訓（要約）
④	木質複合材及び床材（2025/2/20） 50	D（数値好適化）	密度範囲の好適化・臨界的意義否定、材料寸法と性質の定性的関係（技術常識）、公報数値が概ね一定範囲（別表） 51	×（進歩性否定） 52	数値範囲は「定性的関係（一般則）」+「数値分布（別表）」の二段口ジックが刺さる。表は“恣意性対策”込みで設計。 53
⑤	光フェルール及び光フェルール金型（2024/7/18） 54	A/B（用語解釈・構成認定）	molding=型成形、金型・パーティングライン・バリ・アンダーカット回避等の技術常識から“必然”推論 55	×（進歩性否定=審決維持） 56	図面ベースの推論は、技術常識で“必然性”が立つと相違点が消える。クレームにない効果の後出しは通りにくい。 22
⑥	鋼管矢板式係船岸（2024/3/18） 57	D/E（設計事項否定）	p-lh相関式の示唆なし、降伏強度400-700の示唆なし→容易想到否定 35（研究会整理：JIS鋼材使用の当然前提→動機付け否定） 23	○（進歩性肯定=審決維持） 58	“当然の前提（規格・実務基準）”は、動機付け不在・設計事項否定に転化し得る。式・パラメータは「導出可能性」と「示唆」の両面で攻防。 59

実務的教訓の統合

6例を横断すると、技術常識等は「何を証明したいか」により、(a)構成認定（A/B）、(b)課題・動機付け（C）、(c)数値好適化（D）、(d)阻害要因・前提（E）に分岐し、同じ“技術常識”でも証拠の置き方が変わる。⁷ そして裁判所は、(1)周知技術の存在自体は認めても、(2)その周知技術から導く“課題共通性”や“供給可能電力低下”のような追加推論に証拠がなければ、容易想到性を否定し得る（ピークル）。²⁹ 逆に、(1)定性的関係（一般則）と(2)数値分布（表・別表）を重ねると、数値範囲は好適化・設計事項に落ちやすい（木質複合材）。³³

アクション項目 - 「周知技術」認定と「周知技術からの推論（課題共通性・動機付け）」を分離し、後者の根拠資料を必ず置く（ピークル型崩壊を防ぐ）。⁶⁰

- 数値範囲攻撃は、(定性的関係)+(分布別表)+(臨界的意義の否定)の三点セットで構築する。⁶¹

- 阻害要因主張は「阻害の一般性」と「当該変更の阻害」を区別し、一般的な製品開発・設計行動で反駁される弱点を先に洗い出す。¹⁵

- 図面推論型（光フェルール）は、技術常識が“必然”を作るので、クレーム上の限定（形状・位置関係）を再点検し、相違点が消えない設計にする。⁵⁵

証拠類型と立証方法のチェックリスト

研究会は、技術常識等は「当然の事項」で複数刊行物が見つかる場合もある一方、当然であるが故に適切な証拠が見つからない場合も多いと整理しつつ、**原則として証拠による立証が必要**であり、「顕著な事実」には当たらないという点で一致したと述べる。⁶² また、審査基準（進歩性）でも、審査官が周知技術・慣用技術を論理付けに用いる場合（例外を除き）証拠を示す旨が記載されている。⁶³

証拠類型別チェックリスト（実務用）

刊行物（特許公報・論文・教科書・マニュアル）

周知・技術常識の根拠として、研究会参加者は「技術常識なら基本的・初歩的文献を1つでも、周知技術なら公報を複数」という運用感を述べている。⁶⁴

チェック：出願（優先）時点に遡れるか／“当然の前提”に近い（初歩性）／単なる事後文献になっていないか。

規格・法令・公的基準（JIS、行政省令、業界基準）

研究会は、規格や法令が周知事実を支え動機付けを促進する例に言及し、表1でも「JIS規格鋼材使用」という当然の前提が論点化された構造を示す。⁶⁵

チェック：規格のどの条文・表が“前提”なのか／強制力（法令）か、任意規格か／当該技術分野での実務上の拘束度。

業界慣行・実務標準（品質仕様、製造工程、設計手順）

土木不織布事件では「仕様遵守＝阻害」を裁判所が否定し、“新仕様製品開発は当然”と述べる。¹⁵

チェック：慣行の一般性（業界全般）と、当該変更に対する阻害（具体性）を峻別して立証できるか。

専門家意見（鑑定・技術説明書・宣誓書）

研究会は、暗黙知（経験的知識）も技術常識等に含まれ得る一方、後からの特定・立証は難しいと指摘している。⁶⁶

チェック：意見が“説明”で終わらず、客観資料に接続しているか／当業者像（チーム想定含む）と整合するか。⁶⁷

実験データ・比較試験（効果の予測可能性／予想外効果）

研究会は、出願時点で将来の立証を見据え、技術常識に対応する効果との差を明確に示すデータを記載しておくことが防御策になり得ると述べる。⁶²

チェック：比較例の設定が相違点に直結しているか／“予想外効果”を質・量どちらで示すか。

図面・形状推論（必然性・合理的配置）

光フェールル事件は、金型構成・パーティングライン・アンダーカット回避等の技術常識から、分割線加工物位置が外形から必然的に決まると推論している。²²

チェック：図面からの推論が、技術常識により“唯一解”化される危険を見込む（防衛側は「複数解」提示の余地を作る）。

証拠マトリクス（目的×証拠）

技術常識等の“機能”	立証したいこと	強い証拠類型	典型的な反論	反駁の方向性
認定ドレイバー (A/B)	用語の通常意味、工程の当然性、包含関係	教科書・辞典・基本文献、図面＋工程資料	“別解釈可能”“クレーム限定と不整合”	明細書整合・当業者理解の一義性（初歩性）で固定 ²²
推論ブリッジ (C)	課題共通性、動機付け、手段共通性	公的資料、技術レビュー、複数文献、プレスリリース等（通常知識資料）	“根拠なし周知”“課題の上位概念化が飛躍”	課題の存在→原因→当業者認識→当該発明への接続を段階化 ¹⁷

技術常識等の“機能”	立証したいこと	強い証拠類型	典型的な反論	反駁の方向性
設計事項 ゲート (D)	数値範囲の好適化、分布、予測可能性	別表（多数公報の数値一覧）、定性的関係文献、実験	“抽出が恣意的”“臨界的意義あり”	網羅性・抽出基準の開示+臨界的意義を直接否定 68
制約・反証 (E)	阻害要因（規格・慣行・前提）、または阻害の不存在	規格・基準、運用実態資料、設計手順	“阻害は一般論”“変更は当然可能”	特定変更に即した阻害（又は阻害否定）を具体化（仕様遵守だけでは足りない） 69

研究会は、表形式等により多数の技術常識等を整理する有効性を認めつつ、恣意的抽出・網羅性不足の反論リスクを明示している。 5 このマトリクスは、そのリスクを前提に「何を立証する表か」を先に固定するための道具である。

アクション項目 - 「技術常識等＝顕著な事実で立証不要」という立場は採用されにくい前提で、最小限の客観証拠を必ず用意する。 62

- 数値範囲は、別表化（一覧性）と網羅性の両立を設計要件にする（抽出基準を先に定義）。 70

- 規格・基準は「動機付け補強」だけでなく「当然の前提（阻害／反証）」にもなるため、どちらに転ぶかを見立てて使い分ける。 19

- 実験データは“予想外効果”だけでなく、“予測可能性”を相手に取られるリスクもあるので、比較例設計を先に固める。 71

主張書面・審判対応で使えるテンプレートとサンプル文言

研究会は、技術常識等が多数になる場合、表・年表・グラフ等で整理することが有効である一方、恣意性・網羅性の反論に備える必要があるとする。 5 その前提で、実務でそのまま差し替え可能な短文テンプレートを示す。

テンプレート（箇条書き）

技術常識等の位置づけ宣言（冒頭） - 本件において問題となる「技術常識等」は、【ステップA/B/C/D/E】のうち【該当ステップ】において、【認定／動機付け／設計事項性／阻害要因】の根拠として機能する。 7

- 当該技術常識等は、出願（優先）時点における当業者（【当業者像】）の知識として一義的に把握されるべきであり、証拠【甲○号証】により立証される。 72

動機付け（課題共通性）テンプレ（ステップC） - 引用発明の課題は【引用文献段落／構成】から【具体課題】である。

- 当該課題は、出願時点で【周知課題／社会的要請】として当業者に認識されていた（根拠：【公的資料／技術文献】）。 28

- 副引用例は同課題に対する解決手段【解決手段】を示し、技術分野・作用機能の共通性から適用動機がある。 73

設計事項（数値範囲）テンプレ（ステップD） - 相違点（数値範囲）は、(i)原材料寸法等と性質の定性的関係、(ii)公報等に見られる公知数値分布（別表）により、用途に応じた好適化にすぎない。 33

- 当該数値範囲に臨界的意義は認められず、予測可能性の範囲内である（比較データがある場合は引用）。 74

阻害要因テンプレ（ステップE） - 相違点の採用は、【規格／法令／慣行／品質要件】により当業者にとって回避すべきであり、阻害要因がある（根拠：【規格本文／運用資料】）。 75

- 他方、相手方が阻害要因を主張する場合、当該阻害は一般論にとどまり、当該変更を妨げるとはいえない（例：仕様変更は新製品開発として当然に行われる）。 15

サンプル文言（短文）

（ピークル型）「根拠のない周知課題」への反論 - 「リーマン車両が一般的に小型である」こと、また小型であることから「供給可能電力が低い」という課題が一般的に存在することは、根拠・証拠が示されておらず、課題共通性を基礎づけられない。 60

（木質複合材型）「数値範囲の好適化」主張 - 原材料寸法と得られる板の性質に定性的関係があることは技術常識であり、複数公報に掲げられる数値が概ね一定範囲にある以上、本件数値は用途に応じた好適化にすぎない。 33

（土木不織布型）「阻害要因（仕様）否定」主張 - 仕様書で定めた仕様の遵守が求められるとしても、当該製品を基に仕様の一部を変更して新たな仕様の製品を開発・製造することは通常の企業活動として当然であり、比率変更による阻害要因は成立しない。 15

アクション項目 - 書面冒頭で「技術常識等が動かすステップ（A～E）」を宣言し、争点を“構造化”して相手の論点拡散を防ぐ。 7

- “周知課題”は必ず根拠を置く（ピークル事件のように、根拠欠如が結論を動かす）。 60

- 数値範囲は別表・一覧で可視化する一方、抽出基準を明示して恣意性反論を先回りする。 70

- 阻害要因は、一般論ではなく「当該変更がなぜ/どの工程で/どのリスクで阻害されるか」を具体化する（または相手の阻害主張を具体性欠缺で崩す）。 76

リスクと反論対応

研究会は、技術常識等の立証が難しい一方、原則として証拠による立証が必要であること、また当業者想定次第で技術常識等の内容が変わりうることを述べている。 77 ここでは、典型的な反論と、その返し方（反論例）を「ステップ別」に整理する。

反論類型：周知・技術常識の“言い切り”が根拠不足 - 想定反論：相手方（または審決）が「一般的に～である」「当然～だ」と述べるが、根拠資料がない。

- 反論例：ピークル事件の枠組みに寄せ、「小型であること」自体の根拠が示されず、さらに小型→供給可能電力低いは証拠がないため課題共通性は成立しない、と分解して否定する。 60

反論類型：表・別表が恣意的（抽出バイアス） - 想定反論：都合の良いデータだけ抽出した、比較軸が恣意的、網羅性がない。

- 反論例：研究会が留意点として挙げた「網羅性」「抽出事項の選定の非恣意性」を前提に、(i)検索式・選定基準、(ii)除外理由、(iii)不利データの位置づけ（例外性の説明）を明示する。 70

反論類型：阻害要因（仕様・規格・慣行）の濫用 - 想定反論：仕様遵守があるから変更できない／JISがあるから変更できない。

- 反論例：土木不織布事件のように、仕様遵守＝同一製品維持の局面と、新製品開発の局面を区別し、当該相違点の変更が“新仕様製品開発として当然に行われる”なら阻害にならない、と整理する。 15

- 逆方向（防衛側）：鋼管矢板事件の研究会整理が示すように、“当然の前提（規格鋼材使用）”が動機付けや設計事項性の否定に結び付く構造を意識し、規格・基準が設計探索を狭める実態を具体的に示す。 14

反論類型：クレームにない効果の後出し - 想定反論：明細書にない効果を主張している。

- 反論例：光フェルール事件では、明細書にない効果主張は採用できないとされているため、効果は必ずクレーム構成→明細書記載→技術常識の順に接続する。 22

アクション項目 - “周知”は二層（存在認定／そこからの推論）なので、推論層の根拠欠如を狙って反論を組む。 60

- 表・別表は、作成前に「反論されるポイント（恣意性・網羅性）」を要件化し、作業ログを残す。 5

- 阻害要因は「阻害がある」と「阻害がない」のどちらも立証課題になり得るため、相手方の事業活動・設計慣行の“常識”で返されるリスクを織り込む。 69

- 効果主張は、明細書記載の射程を超えない形で再構成し、技術常識による“予測可能性”反論にも備える。

78

1 2 3 4 5 7 8 9 10 11 14 16 18 19 20 21 23 26 34 36 39 40 43 45 46 50 54 57 62

63 64 65 66 67 68 70 71 75 77 [https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai/document/2025_houkokusyo/01_machinery2.pdf)

[sinposei_kentoukai/document/2025_houkokusyo/01_machinery2.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai/document/2025_houkokusyo/01_machinery2.pdf)

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai/document/2025_houkokusyo/01_machinery2.pdf

6 12 15 24 31 41 42 69 76 <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93103.pdf>

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93103.pdf>

13 32 33 38 51 52 53 61 74 <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93877.pdf>

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93877.pdf>

17 27 28 44 73 <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93197.pdf>

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93197.pdf>

22 55 56 78 <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93253.pdf>

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93253.pdf>

25 29 30 37 47 48 49 60 <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93949.pdf>

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93949.pdf>

35 58 59 [courts.go.jp](https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92832.pdf)

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92832.pdf>

72 [https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/03_0202bm.pdf)

[03_0202bm.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/03_0202bm.pdf)

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/03_0202bm.pdf